

## 他道府県の地球温暖化対策条例に係る調査結果について

単独条例を制定している 19 道府県に対し、条例制定による効果の把握状況について調査を行った。

その結果、17 道府県から回答があった。(H30. 2. 26 現在)

回答内容については、以下のとおりである。

### 1 条例の努力規定について、条例制定による効果を把握しているか。また把握している場合、効果があった(と考えられる)か。

項 目	回答 自治体数
(条例制定による効果を把握しており) 制定の効果があった	8
(条例制定による効果を把握しており) 制定による一定の効果があったと考えられる	5
(条例制定による効果を把握しているが) 制定の効果なかった	0
条例制定による効果を把握していない	4

⇒ 効果を把握している自治体においては、制定による効果があった(又は一定の効果があったと考えられる)と回答している。

### 2 努力規定により、どのような効果があったか。

- ・ 太陽光発電システムの普及率の増加
- ・ 環境マネジメントシステム導入事業者数の増加
- ・ 冷暖房に係るエネルギー量の減少
- ・ 廃棄物発電の導入容量の増加
- ・ エコカーの普及率の増加
- ・ 自動車に係るガソリンや軽油の消費量の減少
- ・ 県、市町村と企業との森林づくりに係る協定締結件数の増加
- ・ 「ウッドマイレージCO<sub>2</sub>」認証等製品出荷量の増加
- ・ モデルフォレスト運動への延べ参加者数の増加
- ・ 地球温暖化防止活動推進員の活動件数の増加

など

⇒ 条例制定により、地球温暖化対策に資する一定の効果があったと考えられる。